

宗像市次世代育成支援対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

宗像市次世代育成支援対策補助金交付要綱（平成18年宗像市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表1 1時間保育事業の項補助金の限度額の欄中「5,295,000円」を「4,788,000円」に、「441,250円」を「399,000円」に改め、同表保育所地域活動事業の項補助金の限度額の欄中「90,000円」を「88,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。